

令和6年度 千葉県スクールソーシャルワーカー候補者選考 実施要項

千葉県教育委員会
令和5年10月

千葉県教育委員会では、千葉県スクールソーシャルワーカーとして、児童生徒や保護者、教職員に対し、教育分野及び社会福祉に関する専門的な知識・経験に基づいて、適切に助言や支援ができる者を、次のとおり募集する。

1 志願要件

地方公務員法第16条各号のいずれにも該当せず、健康上問題のない者で、次の要件のいずれかを満たす者が志願できる。

- (1) 社会福祉士または、精神保健福祉士の資格を有する者（令和5年度末までに資格取得見込みの者を含む）
- (2) 学校教育及び社会福祉に関して専門的な知識や技術を有し、過去に教育や福祉の分野で活動経験の実績等がある者

※地方公務員法第16条（抄）

（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日（昭和22年5月3日）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 採用予定者数

令和6年度予算編成により決定（令和5年度採用実績 54名）

3 選考について

- (1) 日時及び会場

選考日	令和5年12月9日（土）
時間	8：00から16：45
会場	千葉県総合教育センター
住所	千葉市美浜区若葉2-13

- (2) 選考方法

志願者の中から、書類審査、論文試験及び個別面接により、名簿登載者を決定し、その中から採用者を決定する。

※令和5年度に千葉県スクールソーシャルワーカーとして採用され、次年度も任用希望の者は、令和5年度の勤務成績を考査して、適当と認められる場合には、論文試験及び個別面接を受けずに名簿登載者とする場合がある。

(3) 受験番号及び日程連絡

志願者には、11月下旬に、受験番号のダウンロード開始と、論文試験及び個別面接等の選考日の日程について、電子メールにて連絡する。

4 結果通知

(1) 名簿登載者となった者（合格者）には、12月中に電子メールにより通知する。

※以後の手続きについても、電子メールにて連絡する。

(2) 名簿登載者にならなかった者（不合格者）には、12月中に郵送にて通知する。

※1月5日（金）までに通知がない場合は、スクールソーシャルワーカー担当まで電話連絡すること。

(3) 採用内定者へは、配置校等の勤務先、年間勤務時間数、報酬等について3月下旬に郵送にて通知する。

(4) 4月以降引き続き名簿登載者となる方には、3月下旬に郵送にて通知する。

(5) 志願書の賞罰欄に記載せず、採用手続き中又は採用後に非違行為が発覚した場合は、内定又は採用を取り消すものとする。

5 選考基準

書類審査、論文試験及び個別面接について以下の観点による評価を行い、その結果を総合的に判断し、名簿登載者を決定する。

- ・スクールソーシャルワーカーとしての資質・適性
- ・スクールソーシャルワーカーとしての専門性
- ・学校教育や教師の職務への理解、組織への適応力、社会性、協調性
- ・スクールソーシャルワーカーとしての態度、意欲、情熱

6 志願方法

(1) 提出書類

次の書類を、**簡易書留で郵送**する。

令和5年11月20日（月）の消印があるものまでを有効とする。

※アについては、今年度から「ちば電子申請サービス」により作成していただきますので御注意ください。別紙【出願から選考までの流れ】参照

ア 「千葉県スクールソーシャルワーカー志願書」

※原則電子申請により作成したものを使用する。

イ **福祉・教育に係る資格等がある場合は、それを証明するものの写し**

※今年度「社会福祉士」、「精神保健福祉士」の試験を受験して合格した者は、合格通知が届いたら速やかに書類の写しを送付する。また、資格を証明するものが届いたら速やかに書類の写しを送付する。

ウ 返信用封筒

※94円切手を貼った定形（**長形3号糊付き**）の封筒に志願者の郵便番号、住所、氏名（様まで）を表記する。

※3月下旬までに転居等により住所が変更となった場合は、再度返信用封筒を郵送すること。

(2) 留意事項

- ・一度受理した提出書類の返却はしない。
- ・受付の確認には応じかねるので、書留の記録や送付した書類の写し等を保存しておく。

- ・記載事項に虚偽の申告等があった場合には、合格を取り消すことがある。

※詳細については、

- ・千葉県スクールソーシャルワーカー志願書（記入例）を参照すること。

(3) メール登録

電子申請にてメールアドレスは登録されるが、採用等に向けて電子メールでの事務連絡等が必要となるので、パソコンで使用可能なアドレスを登録すること。

7 職務内容

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動
- (6) 県教育委員会が行う連絡協議会等への参加

8 勤務条件等

(1) 配置校

県内の公立小中学校（千葉市を除く）、県立高等学校、教育事務所（困難事案や児童虐待事案に対応）に配置する。

なお、配置した学校を拠点校と捉え、地域の小・中・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校の児童生徒の支援をする。

(2) 勤務時間（令和5年度実績）

- ・公立小中学校、県立高等学校（定時制課程等を設置している）、教育事務所
1校、1教育事務所当たり年間543時間（週2日、1日7時間45分以内、年35週程度）
- ・県立高等学校（地域連携アクティブスクール）
1校当たり年間624時間（週2日、1日6時間30分以内、年45週程度）

※令和5年度の実績であり、今後変更になる可能性がある。

(3) 報酬等（令和5年度実績）

報酬

- ・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を1つ以上有している者は、1時間当たり3,500円
- ・準ずる者（社会福祉士、精神保健福祉士以外）は、1時間当たり2,000円
- ・交通費
実費相当額を支給

※ただし、新幹線鉄道等の特急列車、高速自動車国道等の利用に係る特別料金等は支給されない。

(4) 身分

会計年度任用職員

(5) 条件付採用期間

採用後1月間は条件付採用期間となる。なお期間中の勤務日数に応じて条件付採用期間を延長する場合がある。

(6) 服務規律

地方公務員法の適用を受け、信用失墜行為の禁止、守秘義務等の服務規律が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となることがある。

(7) 任用期間

令和6年4月～令和7年3月（単年度雇用）

(8) 本募集は、令和6年度の県予算が確定前であるため、勤務条件等は、変更される場合がある。

(9) その他、不明な点について、下記担当まで問い合わせる。

※詳細については、

- ・令和5年度スクールカウンセラー等取扱要綱（令和5-6年度については改正を検討中）を参照すること。

9 その他、選考に当たり必要なことは、千葉県教育委員会が別に定める。

10 選考結果の情報提供

選考結果については、千葉県個人情報保護条例第28条第1項の規定により口頭による開示請求を行うことができる。

受験者本人が、本人であることを確認できる書類（受験票、運転免許証等）を持参の上、千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課へ来て開示請求を行うこと。電話、はがき等による請求では開示できない。

請求できる人	開示内容	開示期間及び時間	開示場所
受験者本人	① 志願書類評価 ② 面接評価 ③ 論文評価 ④ 総合評価 ⑤ 不合格者内の ランク（3段階）	選考結果発表日から1か月間 ※土日、祝日、閉庁日を除く ・午前10時から正午まで ・午後1時から午後5時まで	千葉県教育庁教育振興部 児童生徒安全課 （千葉県庁中庁舎8階） 千葉市中央区市場町1-1

11 書類の提出及びお問い合わせ先

<p>【提出先】 〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1 千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課生徒指導・いじめ対策室 スクールソーシャルワーカー担当</p> <p>【お問い合わせ先】 電話 043-223-4054 （平日8時30分から17時15分まで） メール seito-sidou@mz.pref.chiba.lg.jp</p>

※ 書類を提出する際は、必ず簡易書留で郵送すること。